

# 重要回覧 単独回覧をお願いします。

令和4年10月18日

## 役員選出に協力をお願いの件

桜台自治会 会長 星野 勝弘

次年度役員選出の時期になりました。近年、会員の高齢化に伴い自治会役員を選出に大変苦勞しており、会員の皆様のご協力をお願いします。

### (1) 常務役員の成り手が不足しています。

近年、常務役員(副会長、地区長)を引き受けてくれる人が不足し、選任には大変苦勞しています。

今年度、4丁目においては、副会長9年留任、副会長、地区長の兼任の事態になってしまいました。自治会としては、今年から年間スケジュールを組んで、来年度常務役員の選出を進めていますが、今後、理事経験の有無にかかわらず、また過去の常務役員経験者を含めて、広く人選を進めてまいりますのでご協力の程、宜しく申し上げます。

役員が自宅訪問などいろいろとお願いに参りますので宜しくお願い致します。

今後、自治会運営に関わりたいと思っっている方がおられましたら、自治会事務局まで連絡ください。(TEL:66-1341)

### (2) 理事、班長の引き受けができない人が増えてきています。

理事、班長の選出は輪番制(会員が順番で役員になる制度)で進めていますが、高齢化に伴ういろいろな事情で理事、班長が引き受けられない場合が増えてきています。

どうしても引き受けられない場合について、桜台自治会会則では、「相当な理由があり、班の大方の理解が得られた場合は、次の順番の人に役員就任をお願いできる。」ことになっています。

当番ができないことを理由に自治会を脱会するということは絶対止めてください。

班長からは「専門部の活動はできないがそれでもいいですか。」という質問が出ていますが、専門部配属後、活動ができないことを専門部部長に伝え了解を取ることができます。また、「公園清掃の指揮ができない。」という班長がいますが、その場合は区の理事に清掃指揮をお願いしてください。

班長の辞退が増えてくると、当番が早く回ってきますが、その場合は班構成の見直しを検討してまいります。

元気な人が支え合い助け合いの精神で、班長辞退者に配慮していただければ幸いです。

以上